

1 長野市放課後子ども総合プラン事業ガイドライン（素案）に寄せられたご意見について

平成 29 年 11 月 15 日から 12 月 13 日まで、事業関係者を対象にご意見を募集したところ、349 件のご意見をいただきました。

お寄せいただいたご意見の概要と、これに対する市の考え方は別紙のとおりです。

2 長野市放課後子ども総合プラン事業ガイドライン(素案)の修正について

【修正のポイント】

(1) 分かりやすい表記に改めます。

①用語の整理

整理前	整理後
事業者、運営の責任者、実施場所の職員、放課後児童支援員等、コーディネーター（一部）	事業者
市、市長	市
児童、利用者	児童

②重複する記載の整理

第 3 章の「育成支援の内容」と第 6 章の「保護者との連携」の重複する項目を整理し、「育成支援の内容」に表記 など

③説明的な記載の削除

記載内容を明確にするため、説明的な記載を精査して削除

④努力規定の明示

努力規定（できる限り実施を求めるもの）とするものについては、文末を「～努めます。」又は「～求められます。」と表記

(2) アンケート調査の実施頻度は規定しないこととします。

(3) 多様な体験活動、交流等の機会について、目安となる提供の回数は規定しないこととします。

長野市放課後子ども総合プラン事業ガイドライン(素案)に対するご意見の概要及び市の考え方

No.	ご意見の概要〔類似するご意見の件数〕	市の考え方
全体的な事項		
1	ガイドラインの目的や位置付けについて示してほしい。〔8〕	ガイドラインは、実施場所における運営の手引きとして作成するものです。 平成27年に国が策定した「放課後児童クラブ運営指針」の内容を基本とし、「長野市放課後子ども総合プラン事業の実施に関する条例（以下、「プラン条例」といいます。）」及び「長野市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例（以下、「設備運営基準条例」といいます。）」を踏まえて、事業運営の基本的な考え方を示しています。
2	ガイドラインの実行主体が不明確である。「事業者」と「運営の責任者」などの違いが分かりにくい。〔13〕	用語を整理することとします。
3	ガイドラインの内容を実現するためには、施設や設備、職員の処遇の改善が必要である。〔19〕	施設や設備については、実施場所の状況を踏まえて計画的に整備・更新をしています。また、職員の処遇改善については、賃金単価を含め事業者とも協議しながら見直しを図ってまいります。
4	アンケート調査は必要ない（アンケート調査は毎年実施する必要はない）。〔32〕 【主な理由】 ・アンケート調査に基づいて毎年方針が変わると保護者や現場が混乱する。 ・実際の利用状況により延長の必要性を判断できる。 ・アンケート調査の結果が拮抗した場合に調整が難しい。 ・時間延長、おやつ提供に対応するための職員の確保が難しい。 ・アンケートの配布や集計が職員の負担となる。 ・保護者の立場より児童の立場に立ったガイドラインとすべきである。 ・保護者に直接確認するなど、アンケート調査に限定しなくてもよいのではないか。 ・アンケート調査では心理的な要因で時間延長の希望が増えるが、希望した保護者が延長利用するとは限らない。	実施時間の延長やおやつ提供など運営方針を定めるに当たっては保護者の意向を把握する必要があり、その方法として、正確に意見集約ができることや前回調査との比較が容易なことから、アンケート調査をすることとしたものです。 なお、アンケート調査の結果により毎年方針が変わると保護者や現場が混乱するというご意見を踏まえ、アンケート調査の実施頻度については規定しないこととします。
5	運営規程、帳簿、自己評価、各種マニュアルの基本的な様式を示してほしい。〔10〕	運営規程、帳簿、自己評価及び保護者アンケートについては様式のひな形を、各種マニュアルについては記載する項目を市から示していく予定です。
6	策定までのスケジュールが短く、実行が難しい。〔5〕	ガイドラインの運用に当たっては実施場所の支障とならないよう、ガイドラインの内容について丁寧な説明に努めてまいります。

長野市放課後子ども総合プラン事業ガイドライン(素案)に対するご意見の概要及び市の考え方

第1章 総則		
2 事業目的		
7	「安全で安心な遊びの場及び生活の場において多様な体験活動、交流等の機会を提供することにより」を「安全で安心な放課後等の居場所を提供し、並びに遊びや学びを通して」に改めてほしい。	プラン条例第2条の規定に沿った表記としています。
3 基本的な配慮事項		
8	「差別的な取扱いの禁止」の「取扱い」は物を扱うときの表現なので「扱い」とするべき。〔2〕	ご意見を踏まえて素案を修正します。
9	「差別的な取扱いの禁止」において「国籍、信条」のほかに「人種、宗教、思想」を加えてほしい。	設備運営基準条例第11条の規定に合わせ「国籍、信条又は社会的身分等」に改めます。
第2章 基本的事項及び管理運営		
1 対象児童		
10	「市長が利用を承認した児童」の対象を明確にしてほしい。〔4〕	プラン事業の利用児童は市が承認した児童であること、また、対象となる児童の範囲を明示するようにします。
11	希望児童まで受け入れている施設にとっては不要な記載ではないか。〔3〕	
3 運営委員会		
12	「事業の運営に係る方針」の具体的な事項、運営委員の選出、運営委員長に関して記載してほしい。〔4〕	運営委員会が協議する事項について、具体的に記載することとします。 運営委員の選出及び運営委員長に関する事項については、事業者が定めるのが適切と考えます。
13	運営委員は施設の状態を全て把握しているわけではないので、運営委員会では方針を決定できない（運営委員会が決定するためには情報提供が必要）。〔2〕	児童登録数、平均利用児童数、施設の活動状況などを定期的に運営委員会に情報提供しています。
14	運営委員会による内申がなければ職員の雇用契約を結ばないというのは運営委員会設置の趣旨とは違うのではないか。	職員の雇用については事業者が所管する事項であるため、ガイドラインでは規定していません。
4 実施日		
15	事業を実施する日を年間「250日以上」とする理由を示してほしい（児童館・児童センターは年間280日開館することになっている）。〔13〕	設備運営基準条例第18条第2項の規定に基づき、実施日を1年につき250日以上としたものです。なお、同規定に合わせ「1年につき250日以上を原則とし」に改めることとします。
16	事業を実施する日を、放課後子供教室（文部科学省所管）の基準に合わせて年間「240日以上」としてほしい。〔4〕	
17	実施日はガイドラインにより統一してほしい。〔2〕	各学校で授業日が異なることや、地域の実情に合わせて設定する必要があるため、ガイドラインで一律に定めることはできないものと考えます。

長野市放課後子ども総合プラン事業ガイドライン(素案)に対するご意見の概要及び市の考え方

18	土曜日を休館にできる規定を加えてほしい。 [2]	実施日については、「市は事業者と協議して、必要があると認めるときは、これを変更する」と規定することとします。
19	8月13日～16日は休館としてほしい。 [2]	
20	実施日の決定方法と決定機関を明確にしてほしい。	
21	「実施日を変更する場合には、市は運営委員会の意見を聞き、地域の実情を踏まえて決定するものとする。」と追加してほしい。	
5 実施時間		
22	実際には午後1時から開館しているが、「下校時間から」でよいのか。 [2]	ガイドラインはプラン事業の実施時間について規定するものであり、児童館・児童センター等の開館時間とは必ずしも一致しません。
23	実施時間の決定方法と決定機関を明確にしてほしい。	「市は運営委員会の意見を聞き、地域の実情を踏まえて決定する」と規定しています。
6 実施時間の延長		
24	運営委員会が決定した方針の報告先は、市ではなく事業者ではないのか。 [2]	実施時間の延長の方針については、現在も運営委員会会長から市に報告をいただいています。
25	実施時間は全施設で統一すべきである。	実施時間の設定は、保護者の意向や地域の実情に合わせて行う必要があるため、ガイドラインで一律に定めることはできないものと考えます。
26	お迎えが5分～10分遅れる保護者に対応して、前後45分延長の時間設定をしていただきたい。	延長利用料金と利用できる時間を考慮すると、延長時間の設定は30分単位が適当と考えます。
27	現在350円施設である「実施場所」が700円施設となった場合は、全延長登録児に一律適用になる旨を明記されたい。	延長利用料については、プラン条例第10条第2項で規定しています。保護者に対しては、実施場所ごとに定める運営規程に記載し、示していただくことを想定しています。
7 運営規程		
28	利用定員は何のために定めるのか。定員を超えたら入館を断れるのか。 [6]	利用定員は、施設の専用区画（遊び及び生活の場としての機能並びに静養するための機能を備えた区画）の床面積を1.65㎡（児童1人当たりの基準面積）で除して得た整数で、同時に支援の提供を受けることができる児童の上限の目安となります。 現在、設備運営基準条例の経過措置により定員を超える受入は可能ですが、市では学校施設の活用を図ることにより定員の拡大を図る方針です。
29	おやつ代以外の負担金は市が徴収するので、「支援の内容及び当該支援の提供につき保護者が支払うべき金額」の「及び当該支援の提供につき保護者が支払うべき金額」は削除すべき。	運営規程は、実施場所における事業の適正な運営を図るために、事業運営に関する重要な事項を保護者等に示すことを目的としており、月額の利用料のほか、おやつ代を含む保育実費についても示す必要があると考えています。

長野市放課後子ども総合プラン事業ガイドライン(素案)に対するご意見の概要及び市の考え方

30	「開所している日及び時間」を「開所日及び開所時間」に改めてはどうか。	プラン条例の記載に合わせ「実施日及び実施時間」に改めます。
8 帳簿		
31	帳簿の保存期間を3年としてほしい。 [2]	保存期間は、国の会計検査に対応するため5年とします。
32	「利用者の処遇の状況」の「処遇」とは何のことか。 [2]	実施場所において行った育成支援の内容を表します。
9 職員の知識及び技能の向上等		
33	補助員も研修に積極的に参加できるようにしてほしい。 [2]	「事業者は、職員に対し、児童の健全な育成を図るために必要な知識及び技能の習得、維持及び向上のための研修の機会を確保しなければなりません。」と規定しており、「職員」には補助員も含まれます。
10 自己評価		
34	自己評価の目的や内容、公表について具体的に示してほしい。 [10]	自己評価については、市から様式を示していく予定です。
35	自己評価は導入しないしてほしい（慎重に検討いただきたい）。 [5] 【理由】 ・児童数が年々増加し、職員不足と施設環境が整わない中、評価されても役に立たない。 ・支援員認定資格を全員が取得していない段階での導入は時期尚早である。 ・公表することにより職員に過大な要求を突き付けられる可能性がある。 ・事務負担が増えて大変である。	自己評価は、事業者自らが実施場所における事業運営の課題を把握し、改善を図ることにより、事業の質の向上に結び付けることを目的としていることから、導入が望ましいと考えています。
36	事業者ではなく、保護者の意見に基づいて評価すべき。	
37	事業者ではなく、市が客観的に評価すべき。	
11 苦情への対応		
38	「利用者の家庭状況や就労状況などは様々であり～事業に対する満足感を高めていくことが重要です。」は家庭状況の説明等であり対応方法ではないので、削除してはどうか。 [2]	ご意見を踏まえて素案を修正します。
39	相談窓口の設置（誰がどこに相談するのか）について記載してほしい。 [5]	ご意見を踏まえて素案を修正します。
40	主語を加えて「苦情を受けた場合、事業者又は事業者の職員は、次の事項に留意して、速やかに対応します。」に改めてはどうか。	ご意見を踏まえて主語を表記することとします。
41	苦情には市は責任を持って対応することを明確してほしい。 [2]	事業者は市と連携して解決を図ることを明記します。
42	苦情は市に報告し対処することとしてほしい。	

長野市放課後子ども総合プラン事業ガイドライン(素案)に対するご意見の概要及び市の考え方

43	苦情の対応結果の公表（掲示板に掲載）について記載してほしい。	苦情には、個人が特定される事項が含まれることも想定されるため、公表することは考えていません。
44	遊具や玩具、施設の不備等があった時の対応は、第5章の「2 事故及びけがの防止と対応」に記載すべき。	第5章の「2 事故及びけがの防止と対応」では設備等の日常の安全点検について、「苦情への対応」では不備や危険性が指摘された場合の対応について記載しています。
45	1番目と2番目の項目を統合し「苦情の申出人に対しては、話を良く聞き、丁寧な説明や対応の仕方を考えて処理に当たります。その際は、他の保護者の児童など全体のことを考慮して対応します。」としてはどうか。	ガイドラインでは適宜に簡条書きを用いて、分かりやすい記載となるよう努めています。
第3章 育成支援		
1 育成支援の基本		
46	「多様な体験活動、交流等の機会の提供」の部分については、第4章で具体的に規定されているため削除してはどうか。	多様な体験活動、交流等の機会の提供については第4章で記載することとします。なお、育成支援の内容を明確にするため、育成支援に関する表記を国の「放課後児童クラブ運営指針」2ページと同様の内容に改めることとします。
47	「児童の最善の利益」の「利益」とは何か。	「児童の最善の利益」とは、児童の権利に関する条約に示されており、「子どもに関係のあることを行うときは、子どもにもっともよいことは何かを第一に考えなければならない（ユニセフ協会抄訳）」とされるものです。
48	「児童が安心して過ごせる生活の場」を「児童が安心して過ごせる活動の場」に修正してほしい。	設備運営基準条例に「放課後児童健全育成事業所には、遊び及び生活の場としての機能を備えなければならない。」と規定しており、ガイドラインにおいても「生活の場」とします。
50	文末の「生活ができるよう努めます。」を「生活ができるよう支援に努めます。」に修正してほしい。〔2〕	育成支援の内容を明確にするため、育成支援に関する表記を国の「放課後児童クラブ運営指針」2ページと同様の内容に改めることとします。
2 育成支援の内容		
51	ガイドラインが示す内容は高度であるため実態にそぐわない。〔9〕	ガイドラインは、望ましい方向に導いていくための「全国的な標準仕様」として国が策定した「放課後児童クラブ運営指針」を基本として、本市としての運営の手引きとするものです。 なお、育成支援の内容については努力規定とします。
52	第4章に掲げる内容は「育成支援の内容」に記載すべき。〔2〕	「多様な体験活動、交流等の機会の提供」は本市プラン事業の特長であることから、章を別にして記載することとしました。
53	「放課後児童支援員等が信頼できる存在であることを前提として」は不要ではないか。	「実施場所は、年齢や発達の状況が異なる児童と一緒に過ごす場であるため～放課後児童支援員等が信頼できる存在であることを前提として」は、説明的な記載のため削除することとします。
54	「児童が安全に安心して過ごすことができるように」の「安心」の概念が不明確である。	

長野市放課後子ども総合プラン事業ガイドライン(素案)に対するご意見の概要及び市の考え方

55	第6章の「1 保護者との連携」と文章の整合が取れていないのではないかと。	「保護者との連携」と重複する事項については、「育成支援の内容」に整理して記載することとします。
56	「実施場所での生活を通して」を「実施場所での活動を通して」に修正してほしい。	国の「放課後児童クラブ運営指針」では、育成支援を「子どもの健全な育成と遊び及び生活の支援」と規定していることから、「実施場所での生活を通して」としています。
3 児童の健康管理		
57	設備・人員が整わないと対応は難しい。 〔4〕	児童の健康管理については、努力規定としています。
58	2番目の項目と4番目の項目を整理して「児童の体調の急変及び病気・けがの場合には、保護者と連絡を取り、迎えに来てもらったり、状況に応じて医療機関につなげたりするなど児童が安心して回復に向かうことができるよう配慮します。」としてはどうか。	ガイドラインでは適宜に箇条書きを用いて、分かりやすい記載となるよう努めています。
4 おやつを提供		
59	<p>おやつは提供しないこととしてほしい（提供は慎重に検討いただきたい）。〔59〕</p> <p>【主な理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・食物アレルギー対策に不安があり、提供できない。 ・学校給食で栄養は足りるはずなので、提供の必要はない。 ・検討のうえ提供をやめた経緯があるため、再開はできない。 ・市や社協からの提供しない方針に従いやめたため、方針転換は納得できない。 ・有料化に加え、保護者の負担増となるので提供はできない。 ・提供するには管理栄養士等の資格者が必要であると考え。 ・おやつの調達や配膳、会計処理にかかる職員の負担が大きい。 ・保管するための設備がないため、提供できない。 ・おやつを提供するつもりはない。 ・おやつはいらないという児童が多い。 ・運営委員会で検討するのではなく、各施設の判断に任せるべき。 ・各施設、おやつの提供をやめる傾向にある。 ・高学年には提供の必要がない。 ・おやつを食べる時間が取れない。 ・保護者から提供しないでほしいという意見が多い。 ・おやつは本当に望ましいものか疑問である。 ・学校との利用上の決まりで提供しないこととなっている。 ・家庭で家族そろって夕食を取ることが大切である。 	<p>国の「放課後児童クラブ運営指針」では、おやつを「適切に提供する」としていますが、おやつの提供は、保護者の意向や地域の実情を踏まえる必要があるため、ガイドラインでは提供する・しないを一律に定めることはせず、その働きに対する評価として「望ましいもの」としています。</p> <p>その上で、おやつを提供する場合は、保護者からの要望があること、食物アレルギーについて職員間で対応方法等の確認ができていないことなど条件が必要であり、そのことが明確になるよう素案を修正します。</p> <p>また、学校給食は児童の栄養必要量を考慮して提供していることから、栄養補給の役割については記載しないこととします。</p>

長野市放課後子ども総合プラン事業ガイドライン(素案)に対するご意見の概要及び市の考え方

60	おやつを提供するのであれば、市内統一の内容としてほしい。〔2〕	
61	おやつを「提供する」「提供しない」の方針をはっきり示してほしい。	
62	提供するならばおやつは市が手配してほしい。〔2〕	
63	おやつ代は市で徴収してほしい。	
64	「児童の来所時間や帰宅時間、夕食の時間、遊びや生活の流れ」を「児童の来所時間や帰宅時間、夕食の時間、遊びや活動の流れ」に修正してほしい。	国の「放課後児童クラブ運営指針」では、育成支援を「子どもの健全な育成と遊び及び生活の支援」と規定していることから、「遊びや生活の流れ」としています。
65	「夕食の時間」は、各家庭により差異があり、考慮できないので削除してほしい。	ご意見を踏まえて素案を修正します。
5 障害のある児童への対応		
66	受入れは施設設備や職員など体制が整わないと難しい。〔12〕	障害のある児童についても受入れに努めることを前提として、その対応についてガイドラインで示すこととしたものです。
67	受入れの判断を現場が行うのは不可能である(専門家の派遣・指導をお願いしたい)。〔5〕	事業者からの要請により、こども政策課の指導主事が個別にアドバイスしています。
68	学校と連携できるように学校に働きかけてほしい。〔2〕	配慮を必要とする児童に関する学校との情報共有については、本年度、こども政策課職員が校長会及び教頭会に出向いて協力を依頼しており、今後も機会を捉えて依頼していきます。
69	主語として「事業者」を加えるべきでは。	ご意見を踏まえて素案を修正します。
70	「放課後児童支援員等を加配します。」を「市と協議して、放課後児童支援員等の加配に努めます。」に修正してほしい。	ご意見を踏まえて素案を修正します。
71	連携を図る関係機関・専門家について具体的に記載してほしい。	ガイドラインでは基本的な考え方を示すものです。具体的には、障害者相談支援センターや療育コーディネーターなどの活用が考えられ、市では必要に応じて案内をしています。
6 児童虐待が疑われる場合の対応		
72	児童虐待については学校生活を中心に対応できるようにしてほしい。	児童虐待が疑われる場合は、市又は児童相談所に速やかに通告するとともに学校に連絡するよう規定しています。
第4章 多様な体験活動、交流等の機会の提供		
1 多様な体験活動、交流等の機会の提供		
73	多様な体験活動、交流等の機会の提供について内容を見直しをしてほしい。(アドバイザー活動を望まない児童もいる。高学年を対象に交流の機会を拡大することは難しい。)〔3〕	「多様な体験活動、交流等の機会の提供」は、本市プラン事業の特長であり、各実施場所において実施いただくものになります。
74	多様な活動を提供するのは現状では困難なため「多様な」を削除してもらいたい。	

長野市放課後子ども総合プラン事業ガイドライン(素案)に対するご意見の概要及び市の考え方

75	「児童の健全な育成に配慮します。」を「児童の健全な育成を支援します。」に修正してほしい。	努力規定とするため、文末を「～努めるもの」とします。」に改めます。
76	「多様な体験活動、交流等」について具体的に示してほしい。	具体的な内容については、地域性を考慮するなど創意工夫に基づいて行われるべきものと考えます。
2 コーディネーター		
77	総合的な調整を行うのは運営委員長ではないのか。〔2〕	コーディネーターは、校区内の総合的な調整役として位置付けています。
78	学校や地域の人との連絡が取れず総合的な調整は難しい。〔2〕	総合的な調整については、努力規定とします。
79	体験活動の充実を図るため専任のコーディネーターを確保してほしい。〔3〕	事業者の雇用に関する事項のため、ガイドラインで規定することは適当でないと考えます。
80	コーディネーターは児童の育成のための重要な役割を担うため、任命に関して条件を設けるべき。	
81	コーディネーターの仕事の一部は支援員が行っており、支援員との役割分担に課題がある。〔2〕	多様な体験活動、交流等の機会の提供に際しては、施設職員の協力体制が必要であると考えます。
82	「住民自治協議会」は「運営委員会」ではないか。	ご意見を踏まえて素案を修正します。
83	地域性もあり定期的・継続的に体験活動、交流等の機会を提供するのは難しい。	多様な体験活動、交流等の機会の提供は、定期的・継続的に提供することとしています。
3 活動に際しての留意点		
84	提供の回数を設定しないでほしい。〔16〕 【主な理由】 ・地域性により来てただけるアドバイザーが少なく、実施が難しい。 ・体験活動を望まない児童が多い。 ・子どもたちは自由に遊ばせた方が良いと考える。 ・量よりも質が大切で、回数にこだわるべきではない。 ・体験活動は施設職員の負担が大きい。 ・実施時間を確保するのが難しい。	ご意見を踏まえて、活動の提供回数は規定しないこととします。
85	提供の回数を年間48回以上としてほしい。	
86	提供の回数を月1回程度としてほしい。	
87	「特定のものに偏ることのないよう」の表記を見直してほしい。〔4〕 【理由】 ・当施設では、地域の人を活用を図り、地域の特色を考慮して活動内容を検討している。 ・当施設では、アドバイザー活動の活用の方針を決め、年間を通して同一種類の活動内容を取りれている実情がある。 ・児童の要望を反映すれば運動系が多くなり、結果として特定のものに偏ってしまう。 ・平日開館日では活動時間が少なく、運動系が主体となってしまう。	多様な体験活動等を提供するため「特定のものに偏ることのないよう」としています。 なお、児童の要望を反映すれば結果として特定のものに偏ってしまうというご意見を踏まえて、努力規定とします。

長野市放課後子ども総合プラン事業ガイドライン(素案)に対するご意見の概要及び市の考え方

第5章 安全管理		
1 衛生管理		
88	4番目の項目と5番目の項目を整理して「感染症の発生状況について情報を収集し、感染症の発生や疑いのある場合には、市に連絡するとともに、二次感染を防止するための処置を講じます。」としてはどうか。	ガイドラインでは適宜に箇条書きを用いて、分かりやすい記載となるよう努めています。
89	設備の点検は市が実施し、現場の意見を踏まえて更新すべきである。	設備については、施設からの要望に応じて、順次、修繕・更新を行っています。
3 防災及び防犯対策		
90	「傷害保険に加入します」を「傷害保険に加入し、けが等に対応する」と改めてはどうか。	損害賠償保険及び傷害保険の加入については、業務委託契約において規定するため、ガイドラインには記載しないこととします。
91	地震・火災対策も必要だが、ミサイル対策も必要ではないか。	ご意見を踏まえて「外部からの不審者等の侵入」を「外部からの不審者の侵入等」に修正します。
第6章 保護者、学校及び地域との連携協力		
1 保護者との連携		
92	児童の出欠席をあらかじめ確認するのは無理であるため、記載を見直してほしい。〔3〕	児童の出欠席の事前確認は、来所するまでの間の事故やトラブルの防止や早期発見のために重要なことから、ガイドラインでは「あらかじめ保護者からの連絡を確認」することとしています。 なお、児童の出欠席の事前確認については、第3章の「2 育成支援の内容」で記載することとします。
93	家庭状況が複雑な場合は職員では対応できず専門家の派遣も必要である。	保護者との連携については、努力規定とします。
2 学校との連携		
94	「定期的に学校と情報交換を行い、職員同士の交流等によって学校との連携を図ります。」を「定期的に学校との情報交換や学校教職員との交流等を行い、学校と連携を図ります。」に修正してほしい。	「職員同士の交流等によって」は説明的な記載のため削除します。
3 地域との連携		
95	「住民自治協議会」は「運営委員会」ではないか。	ご意見を踏まえて素案を修正します。
96	「交流」及び「連携協力」の内容を明確にしてほしい。	施設の行事に地域の人々を招待したり、職員が地域の行事に参加したりする交流、及び、それらの交流を通じた連携が考えられます。

意見総数 349件